

## 第10回八戸市景観審議会 会議録

日 時：平成21年8月26日（水）午後2時から

場 所：市庁本館3階第2委員会室

出席委員：10名（戸村会長、橋本副会長、河村委員、木村委員、久保澤委員、嶋守委員、白石委員、高橋委員、宮腰委員、山田委員）

事務局：妻神都市整備部長、在家都市政策課長、松橋まちづくり景観グループリーダー、菊池技査、柳町主査

司会	<p>本日は、お忙しいところご出席いただきまして、ありがとうございます。</p> <p>それでは、ただいまから「第10回八戸市景観審議会」を開催します。</p> <p>それでは審議に先立ちまして、妻神都市整備部長より会長へ諮問、付議をさせていただきます。</p>
都市整備部長	<p>八戸市景観審議会会長 戸村春樹様。八戸市長小林眞。代読いたします。</p> <p>第21回八戸市景観賞の選考について、諮問。</p> <p>八戸市景観条例第24条第2項の規定に基づき、次のとおり諮問します。</p> <p>一つ、第21回八戸市景観賞の選考について。</p>
司会	<p>ここで都市整備部長は、業務のため退席させていただきます。</p>
都市整備部長	<p>申し訳ございません。よろしく申し上げます。</p>
司会	<p>事務局よりご報告申し上げます。</p> <p>本日は、委員全員にご出席いただいておりますので、八戸市景観条例施行規則第23条第2項の規定により、会議が成立することをご報告申し上げます。</p> <p>それでは審議に入る前に資料を確認させていただきます。</p> <p>資料は、事前に送付しました「次第」、それと「第21回八戸市景観賞応募作品集」となっています。お手元に資料がない方はお知らせください。</p> <p>なお、第21回八戸市景観賞の選考につきましては、本日市長から諮問しましたが、これまでの選考方法では本日は書類審査をしていただき、日を改めて現地視察、最終審査をしていただいていたので、諮問に対する答申は次回の第11回審議会で取りまとめたいただきたいと考えています。</p> <p>それでは、会長に議事の進行をお願いします。</p>
会長	<p>本日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございました。</p> <p>ただいま市長から第21回八戸市景観賞の選考について諮問をいただきましたので、審議したいと思います。よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、今回の審議会は諮問案件を審議することになりますので、議事録の署名者をお二人選ぶことにいたします。私が指名させていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>久保澤委員とそれから嶋守委員にお願いしたいと思います。</p> <p>早速審議に入りたいと思います。</p> <p>議案につきまして、事務局から説明をお願いいたします。</p>
都市政策課長	<p>はい、それではご説明いたします。</p> <p>事前にオレンジ色のファイルで応募作品集を配布しております。</p> <p>まず最初に、第21回八戸市景観賞の概要をまとめた資料がありますが、第21回八戸市景</p>

観賞の募集は、通年募集を開始しました3月10日から7月31日まで行っています。

募集の周知については、広報はちのへ、新聞、ラジオ、市のホームページ、ポスターの掲示等で行い、応募用紙は市庁案内、市の関係施設のほか教育機関、中心市街地の店舗、銀行、市内郵便局、あるいは過去に表彰した箇所など約230カ所で配布しました。

次に募集結果ですが、応募総数49通で応募作品数は36作品、応募者数は42名となっています。各部門の内訳は「まちなみ空間部門」が43通、「景観づくり部門」が2通、部門の記載がない応募が4通となっています。

なお、ポスター掲示期間に併せて6月22日から7月17日まで市庁本館1階市民ホールにおいて、これまでの表彰された歴代の作品のパネル展示を行っています。

説明は以上です。

会長

ありがとうございました。

ただ今の事務局の説明につきまして、何かご質問等ありますか。

それでは、早速審議に入りたいと思います。審議の方法について、参考までに事務局から昨年の審査の方法について説明をお願いします。

都市政策課長

はい。

昨年、第20回の審査方法についてご説明いたします。

本日お配りしました「補足資料 第20回八戸市景観賞の審査について」をご覧ください。

昨年9月25日に開催いたしました第一次審査では、事前に送付いたしました応募作品集の順番に応募作品をスクリーンで見ながら、ご意見ご質問などをいただき、その後それぞれ最終審査に残したいものを部門に捉われずに何点でも選んで投票していただいていたました。

投票の結果、全50作品のうち上位の21作品を最終審査に残し、そのうち10作品を合同で現地視察することを決めていただきました。なお、残りの11作品につきましては、合同で視察はしないものの、時間のあるときに個別に現地を見ていただくという取扱いになりました。

現地視察は10月7日の午前から午後にかけて実施しまして、1カ所当たり10分～15分程度の視察をいたしました。所有者の方の都合がつけば、直接ご説明をいただいたり、ご案内いただいたケースもありました。

最終選考につきましては、現地視察と同日の午後2時から市役所で開催しまして、最終審査へ進めた21作品についてご討議いただいた後、部門に捉われずに、各委員3点の持ち点で投票し、再度ご討議いただき、第20回の景観賞の選考について取りまとめていただきました。

事務局としましては、第一次審査は応募作品をスクリーンで見ながらご意見、ご質問などをいただき、最終審査に残したいものを部門に捉われずに投票していただき、最終審査へ進めるもの、合同で現地視察するものについてご討議いただく形が時間がない中で最も合理的な方法かと考えていますが1つご提案させていただきたいことがあります。

昨年の第一次審査の投票の際には、投票数の上限を定めなかったため、多い方で17個、少ない方は3つと投票数に大きな差がありました。調書とスクリーンの写真だけで投票いただくことは大変難しいと存じますが、例えば10個までという上限を設けてはいかかかというのを事務局でご提案したいと思います。

	<p>以上で、事務局からの投票方法についての提案を付け加えさせていただきながら、昨年の審査の進め方のご説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>第一次審査の書類選考は、応募作品ごとに調書やスクリーンの写真を見ながら、その都度意見などがあれば皆さまに発言していただき、最終審査へ進めたいものについて部門に捉われずに投票し、その投票結果を踏まえて最終審査へ進めるもの、合同で現地視察をするものについて討議するということでした。</p> <p>投票につきましては、昨年は投票数の上限を設けていなかったのですが、投票数に大きな差がありましたので、10という上限を設けてはどうかという事務局からのご提案がありました。</p> <p>景観賞の審査は初めてという委員もいらっしゃいますが、いかがでしょうか。</p> <p>よろしいということで応募作品集の作品ナンバー毎に個別に見ていきたいと思っておりますので、ご意見がありましたらその都度発言いただきたいと思います。そのあとで投票に入りたいと思います。</p> <p>事前に皆さまに配布された「応募作品集」を見ながら進めます。</p> <p>なお、「応募作品集」では各1枚の写真しか掲載されておりませんが、本日は後ろの方にスクリーンがありますので、プロジェクターを使って写真を見ることができるとのことです。</p> <p>事務局から補足することなどありますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>補足の説明ですが、この景観賞応募作品集の調書の見方について、簡単に説明をさせていただきます。</p> <p>まず、表紙を開きますと八戸市景観賞の概要があり、応募作品集の一覧がございます。その次に調書の見方ということで、これ以降の調書についてどのような欄であるかという説明をつけてございます。</p> <p>まず、部門につきましては「まちなみ空間部門」と「景観づくり部門」の2つの部門がございますが、応募された方が記載した応募部門となっております。よって、応募者の方が無記入の場合はそのまま空欄となっております。</p> <p>続きまして、その下の段の名称ですが、名称を記載しなかった応募者があり、名称がないのは不便なものですから、事務局で仮の名称を付けさせていただいているものがあります。それらについては、名称のところに括弧書きで書いて区別できるようにしています。</p> <p>調書の右側にまいりまして、応募ナンバーと作品ナンバーという2つのナンバーがありますが、応募ナンバーというのは1通ごとの通し番号になっており、下の作品ナンバーについては、応募があった建物や活動ごとの番号になっており、例えば1つの対象物について3通、4通というご応募があった場合、応募ナンバーはそれぞれ異なりますが、作品ナンバーは同一となります。</p> <p>また、過去の応募状況につきましては、同様の応募があった場合、景観賞の開催回数を記載しております。</p> <p>中段にまいりまして、その他の欄でございますが、過去の応募状況の詳細や景観に関する受賞歴、その他の備考を事務局で記載しています。</p> <p>その下の欄で八戸の景観についてという項目がありますが、景観賞の応募用紙には普段から景観について感じていることがありましたら記入する欄がありますが、任意記入なの</p>

で、一部の調書で記載されています。また、この八戸の景観についての記載内容は応募の対象物と直接関係するものも関係しないものがあり、主に草刈の状況であるとか、普段考えていることが多く、事務局でも市民の方が景観についてどのように考えてるかご意見いただけない場合もありますので、事務局としてご意見を伺っているとなりますので、この欄につきましては、審査の過程で応募者が書いてあることが適当かどうかということは考慮しないということをご了承いただければと思います。

写真につきましては、応募者の方から提供いただいたものにつきましては応募者提供と記載しています。

以上でございます。

会長	ありがとうございました。ただいま事務局から補足説明ございましたが、審査に入る前に皆さまから何かご質問等ありますか。
委員	過去の応募状況で、当然過去にあったものということは、受賞していないと思うのですが、過去の落選といいますが、審査過程は見ることでできるでしょうか。 なぜ受賞しなかったということ、何度か応募されてると思いますが、その事情が変わっていないのに今回は選考となると、前はなんだったのだろうとなりかねませんので状況がわかればありがたいのですが。
事務局	はい。 過去の応募の結果ですが、受賞したのものも入っておりますし、過去何回か応募があったが残念ながらという作品もあります。 どのような経緯で落選になったかという詳細は、手元に用意していませんが、事務局でお答えできる範囲で、その都度ご紹介したいと思います。
会長	それについて、情報がありましたらよろしくお願いします。 他にありますか。よろしいでしょうか。 それでは、プロジェクターの準備をお願いします。
	(事務局で机の配置換えやセッティングをする)
会長	準備ができたようです。 作品ナンバー1。「カトリック鮫町教会主聖堂」ですが、応募理由には第2回景観賞を受賞した「八戸聖ルカ教会」に並ぶものとあります。この作品について、ご意見などありましたらご発言お願いいたします。 写真は4枚なのですか。
事務局	はい。4枚から5枚です。
会長	この場所と状況について説明はありますか。
事務局	はい。場所のほうは鮫小学校の裏手になりますが、結構高台に位置するので海から見た場合にシンボリックな建物ではないかと思われま。
会長	大体一回りしたのですね。はい。ありがとうございました。 何かご意見ありますか。よろしいでしょうか。
委員	海からは見えるのですか。
事務局	現在は鮫小学校の校舎がございますので、角度によっては一部見えるかもしれませんが、鮫の漁港のほうから真正面というのは見えない状況でございます。
会長	他にございませんか。よろしいでしょうか。

委員	すいません。写真にある右側の白い建物というのは、同じ敷地内の建物なのでしょうか。
事務局	敷地は一緒です。
委員	昔はなかったような気がします。
事務局	はい。聖堂は応募理由にありますように、戦後すぐのあたりに着工ということになりますが、それに比べてだいぶ新しい建物です。
会長	戦後最初にできたのが主聖堂で、右側の白い建物は後から造られたということですね。 よろしいでしょうか。「カトリック鮫町教会 主聖堂」でしたが、続きましては作品ナンバー2「インテリアワークショップスペース」ですが、こちらは前回の第20回に2通の応募があったものです。 はい、どうぞ。
事務局	このスペースにつきましては、昨年2件のご応募いただき、第一次審査を通った作品ですが、現地視察は実施せず、また最終審査で得票がゼロで落選したものです。 景観賞の審査で落選の場合のそれぞれの理由は、投票によってある程度決めるため、なかなか明確な理由はないのですが、建物自体はコンテナを改造した建物になっており、突然この場所に来て、ずっとここに居続けるんだろうかという冗談交じりの発言も委員の方からいただいたことがあります。
会長	建物の手前には石などを配置しているのですか。
事務局	前景となりますと、こちらの写真が入口から入ってすぐ見たものになりますが、コンテナを組み合わせた建物があり、芝をはり、石を配置し、通路につきましては砂利も敷いていますが、木を敷いて誘導するという形をとっております。 先ほどの写真は正面からになりますが、こちらは建物の裏から撮った写真で、休憩スペースも設けられておるといことです。
会長	通りに面しておりますね。車から降りて見ることはなかったのですが。
事務局	そうですね。自動車で行く場合では、長苗代駅の弧線橋を市川方面に向かってすぐのところ、若干道路との高低差があるため、気付かずに通りすぎてしまう可能性もあります。
会長	写真を見れば違う感じになります。 ご意見はございませんか。
委員	これは設計コンセプトとかは聞いていませんか。
事務局	設計コンセプトは聞いていないのですが、以前はおいらせ町で事務所をやって同じようなコンテナを使った店舗であったり、商品の見本の展示をやっていたということです。
委員	一種のリサイクル的な利用であったり、その辺との関係はあるのでしょうか。
事務局	そこまではお伺いしておりませんでした。申し訳ございません。
委員	非常に目立って興味をそそる建物ではありませんか。よく目立ちます。
会長	よろしいでしょうか。
委員	先ほども説明でありましたが、景観賞の受賞の建造物として未永く残れるものであるかどうか。インスタント的ですぐ移設されそうなものは、 大変に洒落ていて、見る限り繊細な感じはしますが、恒久性という観点から考えますと、若干考えさせられます。

委員	<p>このままでは少々惜しいと思うので。</p> <p>確かに仮設っぽいものではあるのですが、結果としてどうなのかわかりませんが、仮設のようところに賞を与えることによって、長くいてもらおうというのが逆に誘導することもできるのではないかと思います。</p> <p>仮設っぽいものでご遠慮をというのは、景観の観点から考えるとどうかということと、例えばこれが恒久的に固定できるものであっても、不変ということはどの景観にしてもないと思うので、その観点をあまり強く考えすぎると惜しいことが起きるといえます。</p> <p>確かに長く残ってほしいと思いますが、逆にそれだけではないことを思っていたきたいと思います。</p>
会長	そうですね。
委員	そのとおりで、景観は更新する部分もありますので、今まで仮設のもので景観賞を受賞したものもあります。何かしら飾るといふ営みに対しても景観賞を出していることもあります。
会長	<p>他にございませんでしょうか。</p> <p>それでは作品ナンバー3。「はちえきキャンパスin八日町」です。</p> <p>これについて、皆様のご意見をお願いします。</p>
事務局	<p>こちらははちえきキャンパスの建物の壁画で、タイトルが「種の旅」という木を描いています。昨年の10月末に完成したのですが、実は屋外広告物の条件を満たしており、大きさが基準となる30平方メートルを超えています。</p> <p>作品のコンセプトや想いは、中心市街地の活性化も考えれば大変すばらしくありがたいのですが、屋外広告物条例には違反されているため、景観賞の対象として各種法令に反するものは除外するという項目がありますので、ご応募いただきましたが審査の対象から除外いただければと思います。</p>
会長	<p>皆さん納得いただければと思います。よろしくお願いします。</p> <p>屋外広告物条例に違反しているということで、今回は除外することにします。</p> <p>作品ナンバー4。「【田向地区のビスタ】」。</p> <p>こちらは名称が括弧付きになっていますので、応募では名称が無記名だったため、事務局で仮の名称を付けたものです。こちらは2通の応募がありました。</p> <p>これにつきましてご意見などありましたら、ご発言願います。</p>
事務局	<p>事務局から補足で説明させていただきたいと思います。</p> <p>こちら2通とも田向地区の道路からの景観ということで、便宜上「田向地区のビスタ」という名称を付けさせていただきました。</p> <p>ビスタという言葉は耳慣れないかと思いますが、一般的に見通し景であるとか通し景と訳され、街路であるとか並木道をまっすぐに通して見たときの景観を指し、わかりやすい例だとパリの市内ですと凱旋門に対して放射状に街路が伸びていくということで、凱旋門をシンボルに都市を整備するという手法がございます。</p> <p>まず応募ナンバー4につきましては、南北方向、いまスクリーンに表示しているところからの見通し景ということで、階上岳が望めます。</p> <p>応募ナンバー5については、東西方向、応募者の方は西から東を見たところと書いてきていましたが、ちょうど道路もまっすぐ伸びており、正面に見えるのが風の道公園までほ</p>

	ぼまっすぐな道路が続いていることになります。
会長	はい。特にございませんでしょうか。
委員	2つ応募がきているのですが、1つのものとして取り扱うのですか。見えているものが違う気がするのですが、やはり1つですか。
事務局	一応こちらを作品ナンバーでは同一ということでやっておりますが、応募自体は別々にきておりますので、別々で評価することも差し支えないと思います。
委員	確認なのですが、これはあくまで対象となっているのはビスタであって通り自体ではないのですね。見えであってもその道路がどうかということではないということですね。
事務局	そうですね。応募理由を見ていただきますと、道路がまっすぐになって山が見えたら気持ちがいいだろうなと思っていたところに道路が通り、気持ちよく山が見えるのでということになりますし、もう1つのほうが大きな道路が整備されて、それに伴って新しい町を感じるということで、道路自体の評価ではないと考えております。
委員	新しくできた街並みに電柱がなければもっと景観がいいのですが。
委員	発展途上ですから、どんどん変わっていく途中で、来年になればまた全く変わってきますので、なんともいえない状況ですね。 ここにパチンコ屋などができたらちょっと。 応募ナンバー5の方はある程度出来ていますので、5番はこの公園を含めてということはあるかもしれませんが。
副会長	植樹舛がありますので、街路樹の入る可能性があります。 街路樹が入ると雰囲気が変わりますので、発展途上だと思います。
委員	何枚目かの写真に入っていた大きな木は、この道路を通すときに移動した木ではなかったでしょうか。
副会長	以前には長横町から見た階上岳という応募があり、似たような感じかと思います。
事務局	平成17年の第17回のときに3箇所から見た階上岳というセットで応募がありました。
事務局	おそらく区画整備の事業も、このように階上岳がビスタで見れるという位置づけではつくっていないと思います。たまたま見えたというように捉え、事業そのものはそこまで計算して設計してないので、これは新しい発見という位置づけかと思います。
委員	弘前から見える岩木山は道路の設計をしていますよね。
会長	時間も限られていますので、次の作品に進みます。ナンバー5「朔日町」。 これまでに「朔日町」として応募はなかったようですが、応募理由にありますように一松堂医院は第1回、第4回、第7回と応募がありました。
委員	いずれも入賞してないんですか。
委員	今回は一松堂医院ではなく、朔日町の通りですね。
事務局	はい。応募理由をご覧いただきたいのですが、まず裏通りで電線地中化が初めてできた街区で、だいぶすっきりしたことが第一にございます。 また、一松堂医院の取り組みも応募理由にあげておりますが、電柱が取れてすっきりした街並みになったということで応募いただいたと捉えております。 過去に景観賞を受賞したもので、第15回の景観賞では「大正ロマンと八日町歩道空間」ということで、1つの建物と歩道空間のセットで表彰したという事例がございます。

会長	<p>はい、ほかございませんか。</p> <p>次に進みたいと思います。作品ナンバー 6「廿三日町」。</p> <p>これは、応募理由に書いてありますが、市中心街、十三日町、三日町、八日町について電柱が撤去され、広々とした街並み、歩きやすい歩道となりました。三社大祭の山車も全開で見れるところが増えました、とあります。</p> <p>電柱地中化になったという点では、前の「朔日町」も同様です。</p>
委員	これは写真にある景観ということではなく、表彰するとなれば全体ということですか。
事務局	例えば、写真ですとくすり屋さんなどが写っておりますが、建物ということではなく、こちら電線地中化になったということで、通り自体を応募されております。
委員	<p>きれいになったのですが、だいが店が抜けてある意味寂しくなったという印象があります。</p> <p>また一番お祭りが見やすい空き地があります。</p>
会長	<p>それで次は応募ナンバー 8 番、作品ナンバー 7 番、石万ビルです。</p> <p>個性的な和風感覚があります。整備された歩道と石万ビルが、清潔感あふれる都会的雰囲気、景観を構成していると思います。心和む重厚感のある建物です。この建物をまず中心に、応募理由をあげております。</p>
委員	ここは建って10年以上経ってますが、前には応募がなかったのですか。
会長	第 8 回に応募があったと資料にあります。
事務局	石万ビルにつきましては、第 8 回にアレック情報ビジネス学院、石万ビル、第 2 ワシントンホテルの 3 つの建物を併せてご応募いただいております。ただし、アレック情報ビジネス学院は、第 3 回の景観賞の受賞をしており、審査でどのような議論になったかは調べておりませんが、アレックは第 8 回から考えますと 5 年前に受賞されているということもあり、この 3 つ建物の組み合わせでは表彰まで至らなかったのかと思われます。
会長	<p>はい、よろしいでしょうか。</p> <p>応募ナンバー 9 番、作品ナンバー 8 番のまちなみ空間部門「八戸信用金庫湊支店」。これは小中野八丁目にあります。</p> <p>応募理由は、暗い町並みが明るくなり、前の広い空間が心を和ませてくれます。バリアフリーと優しい作りが、お年寄りに優しさを感じさせます。</p> <p>このような推薦理由を書いております。</p>
委員	地域に密着したデザインだったらいいと思います。目が慣れてしまって、もう少し地域性を考えたデザインでもいいのではないかと思います。
委員	地域性という観点から考えると、決まった店舗、規格化されたものは評価しにくい部分があります。
会長	<p>次へ進みます。</p> <p>作品ナンバー 9 番、応募ナンバー 10 番、まちなみ空間部門で「(株)高橋製作所」。これは河原木にある建物ですが、今回最多の 10 通ご応募いただいております。</p> <p>応募理由は八戸の臨海工業地帯にはこれまでにない斬新なデザインと色調の工場であるという理由が多く書かれております。</p> <p>これにつきましてご意見などございましたら、ご発言願います。</p> <p>補足説明などはありますか。</p>

事務局	<p>はい。こちら事業者の方からお聞きしたのですが、新工場を建てる前に設計事務所の4社から提案を受けて、その中から機能性・デザインを考え検討した結果、この建物になったということです。</p> <p>また、工場にしては比較的珍しいと言っていたのが窓の形状です。縦型の比較的大きな窓を設けておるといことと、写真には写っていないのですが、屋根の形状が若干変わっており、工場内に光りが入ってくるものになっておりました。</p> <p>作業する従業員の方の効率を考えて採用したと言っていました。</p>
会長	はい、どうぞ。
委員	これは何の工場でしょうか。
事務局	<p>高橋製作所では、コンベアやクレーンを製造している会社になります。</p> <p>具体的には鋼管やクレーン、大型のベルトコンベア、歩道橋などを製作しています。</p>
委員	<p>鉄鋼業の代表的なところで、東北でAクラスの会社で、建物の鉄骨のほかに、メインとしては大平洋金属の関係の設計、組立て、クレーンなどもそうです。製管関係の製作、加工、いわゆる金属加工です。</p> <p>機械製作といいますが、大きい建物の金属の加工による組立てです。</p>
委員	確か周辺に同じような工場があります。工場自体を見れば、青いラインが入ったような工場は周りにあまり見ないので、そのような点からは斬新な感じがします。
委員	周りは工場がたくさんありますが、その中では新しい感じがすると思います。
会長	<p>はい、よろしいでしょうか。</p> <p>次は応募ナンバー20、作品ナンバー10番、まちなみ空間部門「八戸圏域水道企業団」の建物です。これはニュータウンの南白山台一丁目にあります。</p> <p>推薦理由ですが、建物全体がガラスで覆われており、それが鏡のように空、雲、夕日等をきれいに映し出す。とてもきれいなので私は写真撮影をして楽しんでいる。</p> <p>過去には第19回に応募されています。</p>
委員	なぜ19回のはきは駄目だったのでしょうか。
事務局	第19回にも「水道企業団庁舎」ということでご応募いただき、審査をしていただいたのですが、投票の結果0票で落選したということになります。
委員	その間、建物に何か変わったこと、改修などはないのですか。
事務局	19年からいまの間に大規模な改修はありません。
委員	木の剪定といいますが、枝ぶりの感じや樹木がいっぱいいいと思います。
委員	そこがポイントですね。
委員	官公庁の建物なので、多少感情が入り、立派なもの建てなければもう少し水道料金が安くなるのではないかとか、反射ガラスが市民の気持ちまで反射してるのではないかとか。こんなに立派な建物が必要なのかというものが市民の感情としてはあります。
会長	<p>それではよろしいですか。</p> <p>次は、まちなみ空間部門、応募ナンバー21番。根城五丁目にあります「西洋菓子のル・プレジール」。推薦応募理由、八戸にないような建物をとヤマト設計さんをお願いして建てていただきました。あまり他では使っていない材料を使用したり、組み合わせたりとお客様からも問い合わせが多く、興味を持っていただいております。国道沿いにもかかわらず、古い建物が並ぶ通りに夜も明るく活性につながっていると思います。</p>

委員	花木があればもっと良くなると思いますが。
事務局	花ということであれば、若干ありまして、写真は撮ってはきていますが、あまりにもアップということでスライドから外させていただきましたが、小さくではあります。
会長	これはいつ頃作られた建物ですか。
事務局	移転オープンしたのが今年の1月23日で新しい建物です。
委員	道路には電柱がないのに、写真には1本だけあります。あの電柱だけなぜあるのですか。
事務局	地中化は終わってるのですが、敷地の中の方にありますので。おそらく引き込み柱か、何かの理由で取れない電柱がまだあるか。
事務局	隣の建物の引き込み柱かと思います。隣に何店舗かありますので、それ用だと思います。おそらく隣の建物の電柱で、このケーキ屋さんのものではないと思います。
会長	歩道はここで作られたんですか。
事務局	歩道は国道ですが、歩道にあわせてお店の前の駐車場は作られています。ここに限らずケーキ屋さんは総じておしゃれな建物を建てております。
会長	はい、よろしいでしょうか。 それでは、ナンバー22、作品ナンバー12の「【芭蕉堂公園】」。 類家二丁目にあります。これの応募理由は、類家村帽子屋敷、源義経伝説北方コース。込み入った路地の一画に、おもむろに日本史が登場してくる歴史の深さを感じる。ベンチが置かれ、花などもきれいに手入れされていて、憩いの場になっているのも温かさがあって良い、と書いてありますが、これは名称が括弧付きになっておまして、応募では名称に無記入があったため事務局で仮の名称を付けたものです。 芭蕉堂というのは。
事務局	最初は違う名称の公園だったのですが、住民の方からの要望もあり、またお堂の中に松尾芭蕉の旅姿を描いた木彫りの像があるということで、この公園自体が芭蕉堂公園と呼ばれております。 こちらの公園ですが、地域のお祭りとして、今年も6月に芭蕉堂祭りを開いておまして、松尾芭蕉の像の公開であるとか、短歌や俳句の募集をして文芸大会を開いたりという取り組みされておる場所、会場になっています。
会長	一応、ここの管理は地元の方が協力してされているのですか。
事務局	建物と敷地は昭和43年に八戸市に寄付されており、管理者、所有者は八戸市になりますが、公園の中でも草刈であるとか、管理を地元の町内会に委託している公園もあり、この公園が町内会に委託されてるかどうかは未確認です。敷地、建物については八戸市所有ということになります。
会長	皆さん何かありますでしょうか。
委員	応募理由にありますベンチが置かれ花などがきれいにというのは、ベンチは先ほどのベンチでしょうか。
事務局	はい。
委員	あと、花がきれいにされてる写真がないかと期待してたのですが。
事務局	季節がよくなかったのか、だいぶ草の勢いが強く、ちょうどよい写真はご紹介できませんでした。

<p>会長</p>	<p>次にまいります。</p> <p>作品ナンバー13番、応募ナンバー23ですが、まちなみ空間部門の「つきだて歯科」。これは湊高台二丁目にあります。</p> <p>こちらは2通の応募となっております。もう1つの応募は「つきだて歯科の看板」となっています。次のページの応募ナンバー24は看板が主になっているようです。</p> <p>応募理由として、奇抜な色彩の大型店舗が並ぶロケーションのなかで、あえて色彩をおさえ「間」をいかした建築とサインは昼も夜も、誰からも共感を持たれる空間となっています。私が、私かと主張する情報発信の表現とは正反対なマイナス美の極みの空間演出の成功例ではないかと思えます。今後、植栽が配置され、彩りが加わると益々潤いのある空間が期待できます。</p> <p>24番の応募の理由ですが、国道45号線の道路沿いのつきだて歯科は、建物は奥のほうにあるが、透明な素材の看板が道路近くにある。透明な素材に白い文字の看板のため、大型の看板より目立たないが、デザインが工夫されているから患者さんは見落とすことは少ないのではないのでしょうか、と書いてあります。</p> <p>これは何か補足説明はありますか。よろしいですか。</p> <p>それでは、皆さんご意見などございましたら。</p>
<p>委員</p>	<p>やはり、応募理由に書いてあるとおり、まだできたばかりでしょうが、建物が無彩色で、白と黒は割りと派手ですが無彩色ですので、看板の根元なり建物の根元に緑が入ってくるとより良くなるでしょう。今の状態では少し冷たい感じがします。</p>
<p>委員</p>	<p>街並みの中でどのような雰囲気になるかが、見ていないのでわかりませんよね。</p>
<p>会長</p>	<p>はい。よろしいでしょうか。次へまいります。</p> <p>応募ナンバー25番、作品ナンバー14番のまちなみ空間部門「本八戸駅広告高架」。これは本八戸駅ですね。駅のところに店舗が入っていますので。</p> <p>応募理由は、本八戸駅通りは空地、空家、空店舗が散在している。本八戸駅の広告高架は、色調、視認度がよい。当該箇所の景観美とともに周辺の活力創出の潜在的効果も期待できると思う、と推薦理由をあげております。</p> <p>よろしいでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>半分というところで休憩を少し入れたいと思うのですが、よろしいですか。</p> <p>それでは、3時25分まで休憩ということではよろしいですか。</p>
<p>会長</p>	<p>時間まで休憩とします。</p>
	<p>(休憩)</p>
<p>会長</p>	<p>それでは進めてまいりたいと思います。</p> <p>応募ナンバー26番、作品ナンバー15番のまちなみ空間「アーバンヘア美容室」。十一日町にあります。</p> <p>応募理由としては、店の周りをお花できれいに飾っていますが、今年はいつも以上にきれい、そこの一角には温かい空気が漂っている感じがします。</p> <p>スクリーンでいろいろと見せていただきましたが、今年は特に花がきれいであるということです。</p> <p>はい。それでは次へまいりたいと思います</p> <p>続いては、作品ナンバー16番、応募ナンバー27番、まちなみ空間部門の「八戸市中央児</p>

	<p>童会館」。これは内丸一丁目にあります。3通応募いただいています。</p> <p>応募理由は、建物のデザインが優れているという理由が3通とも共通しています。</p>
会長	これは市役所の近くですか。
事務局	はい。三八城公園のそばです。なお、こちらの建物の設計は八戸市ということになっています。
会長	<p>子どものための施設ということで、児童会館です。</p> <p>これはできて新しいのですか。</p>
事務局	はい。完成したのは昨年度でした。
委員	中の方の用途といいますか、児童会館とはどのようなものが入ってるのでしょうか。例えば図書があったりするのか、どのような使われ方をするのかわからないのですが。
事務局	児童館ということで市内に何箇所かあるのですが、学校終わってから友達と遊んだりする遊ぶ空間とか、もちろん本なんかも用意してあります。
委員	左側の少し高いところが体育館のような広いホールみたいな感じになっています。あとは、いろんな宿題をやったりとか、読書をしたりとか。
委員	使われているのでしょうか。
委員	子どもが少ないからどうなのでしょう。
事務局	利用状況は把握しておりません。
会長	<p>それでは、次に行ってよろしいでしょうか。</p> <p>次は応募ナンバー30番、「内舟渡の橋付近」。作品ナンバー17番です。これは過去の応募状況では第11回と12回に応募されております。</p> <p>橋のさくは可愛らしい鳥のモニュメント、橋を渡りきると椅子やアーチ状の芝があり、普段橋を見渡す機会がなかったが、自転車で通るとなんだか八戸や馬淵川を愛する気持ちが伝わる。これが応募理由となっています。</p> <p>何かありますでしょうか。</p>
委員	馬淵川の川原、左岸側を堤防の上を自転車で走ってきて、その先の下流の方で道が切れるので、橋を渡らざるを得ない。雰囲気はいいと思いますが、惜しむらくは堤防沿いの道に渡る歩道がなく、そのデザインが惜しいという感じです。
会長	<p>ご意見ありがとうございました。</p> <p>次へまいります。応募ナンバー31番、まちなみ空間部門「三日町から荒町までの街並み」。過去の応募状況は第4回、7回、9回、10回となっております。</p> <p>応募理由としては、道路の両側にモニュメントや緑の街路樹と商店の街並みがとてもきれいで、いつも八戸に行って買い物をして、うるおいと安らぎをいっぱいいただいております。</p> <p>第4回の景観賞を「十三日町の街並み」が受賞しております。ただし、時間が経っておりますので、だいぶ町の様子が受賞以降変わってきております。</p> <p>こちらは荒町までの街並みということで、先ほどの廿三日町の電柱地中化のように、雰囲気が変わって、繋がってきています。</p> <p>事務局の方で補足説明はありますか。</p>
事務局	第4回の景観賞で「十三日町の街並み」、最初「夜の街並み」ということでご応募いただき、審査の過程で夜に限らず「十三日町の街並み」ということで受賞しております。

	<p>その後、電線地中化工事が進みまして三日町の街並みなど応募いただいています。今回も、廿三日町の地中化工事終わりましたので、こちらのご応募いただいております。</p> <p>今回応募ナンバー31番の「三日町から荒町までの街並み」は、第4回に受賞した当時よりも地中化工事のエリアも広がっているということで、受賞した当時の区間よりも大きなエリアでご応募いただいたということになります。</p>
会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>過去に全く同じものを2回表彰した事例はないということですが、「三日町から荒町までの街並み」では、より広範囲でエリアが広がったということで、周辺環境の変化などもあり、審査の対象になり得るのではないかと事務局のご意見ですが、よろしいでしょうか。</p> <p>(同意の声あり)</p> <p>それでは審査の対象といたします。</p> <p>続きまして32番、作品ナンバー19番、まちなみ空間の「南部会館」。</p> <p>これは市庁舎の向かいにあります、将来のため残したい建物であるということで南部会館をあげております。えんぶりやお祭り利用して観光客を楽しませていただいで喜んでおりました、ということです。</p>
委員	<p>数少ない歴史的な建物ですので、これは入っていたと思っていたのですが、なぜ入ってなかったのでしょうか。</p>
事務局	<p>過去の応募は第1回と第14回ということで2回ご応募いただいております。</p> <p>どのような審査過程で意見があって、落選か調べておりませんが、今委員がおっしゃったように、もう入ってるものだと思ってたというのものもあるかと思われます。</p>
委員	<p>中に入ると比較的景観的にもいいと思うのですが、普段閉まっていれば塀が、歩道は狭くて塀ばかりすごく威圧感があって、あの塀がもう少し中が見えるようにスリットでも切るなどすれば、開放感が出てきて建物も見えて雰囲気良くなると思います。</p> <p>塀を少し下げるとか開放的にするとか、雰囲気を壊さないで何かやる方法はあるのではないのでしょうか。普通は門しか見えないので。</p>
委員	<p>塀は塀でいいと思うのですが、手前の歩道が狭いので1車線分歩道になれば全然違うと思います。</p>
事務局	<p>補足ですが、所謂南部さんの門と呼ばれている、八戸城角御殿表門は県の重宝に指定されております。</p> <p>景観賞では重要文化財などに指定されている、登録しているということは特に問題にしていなと申しますが、登録文化財になっている建物を景観賞で表彰したこともありますし、景観賞で表彰した後に文化財に登録されたというものもございます。</p>
会長	<p>はい、よろしいですか。県重宝にも指定されている。</p> <p>それでは次へまいります。</p> <p>応募ナンバー33番、作品ナンバー20番。まちなみ空間部門の「市庁前の広場」。これはすぐそばですが、第6回景観賞を受賞しています。事務局から何かありますか。</p>
事務局	<p>はい。こちらの写真が第6回に受賞した当時の写真で、現在はこのような状態になっておるのですが、1つの対象物が複数回受賞したというのは、これまで景観賞ではありません。</p>

	<p>大きく周辺の環境が変化した、移転したということで受賞したことはあるのですが、この市庁前広場につきましては受賞した後に三陸はるか沖地震がおり、庁舎の建替えをしております。また、広場内の杉の木や植栽は年数に応じて成長していますが、市が管理して通常の維持管理に努めておるといことですので、ご応募いただいたことは大変うれしいことではありますが、今回は審査の対象から外していただいても構わないと考えております。</p>
会長	<p>事務局の方から審査の対象からは除外していただきたいというのは発言がありましたかよろしいでしょうか。</p> <p>それでは、これは審査の対象外とさせていただきます。</p> <p>次は作品ナンバーの21番、応募ナンバー34。まちなみ空間の「窪田邸」。</p> <p>これは新井田ですが、第17回にも応募されております。以前も推薦したことがあるが、その後も庭の花や樹がボリュームアップし、さらに建物を含めて行きかう人を楽しませている、これが推薦理由になっております。</p>
事務局	<p>第17回、平成17年にもご応募いただいておりますが、その時の応募理由は、白と緑のカントリー調の建物であるということと、あと庭の植栽がいいということでご応募いただきました。</p> <p>こちら第一次審査で落選になったのですが、17年当時の写真に比べればだいぶ植栽が豪華と言いますか、かなり緑の手入れをされていると思われます。</p>
委員	<p>個人住宅で、しかも推薦のようですが、窪田さんは承知されているのでしょうか。</p>
事務局	<p>はい。ご応募いただいて、事務局の方で写真を撮影に行くのですが、特に個人住宅の場合ですと安全面も考えてお断りするお宅もございます。窪田さんにつきましては、私の方で説明をして了解を得ております。</p>
会長	<p>はい、よろしいでしょうか。それでは次へまいります。</p> <p>応募ナンバー35番、作品ナンバー22番。まちなみ空間部門の「中心市街地の屯所群」と書いてあります。これは廿六日町、それから十一日町、柏崎一丁目に消防屯所があります。古い建物がございすが、これらを一緒にということですが、</p> <p>今回の応募理由ですが、応募した中心市街地の屯所群は、防災に果たしてきた大きな役割のほか、市を代表する祭りである三社大祭の製作場所として地域に根ざした建物であるとともに、景観の変化が激しい街なかにあつて、かつての建築様式を今に伝えていることなど、この建物に関わってきた方々のご努力に感服するとともに、今後、貴重な財産として保存に努める必要があると思ひます。仮に受賞した場合には、こうした各屯所に対する市民レベルでの保存の機運醸成のほか、中心市街地の回遊性を高め、街に賑わいを生むという効果も期待できることから応募いたします。このような理由があげられております。</p> <p>はい、よろしいでしょうか。</p> <p>それでは次に応募ナンバー36番、作品ナンバー23番。まちなみ空間部門の「住金鉱業(株)の八戸キャニオン」。これは松館の寺地平になります。これは過去に第13回、第19回、第20回と応募されております。</p> <p>応募理由。鉱山展望台から露天掘りで石灰を掘っている様子が見れますが、その規模に圧倒されます。優れたデザインの建物は八戸にも他の都市にもあるかもしれませんが、八戸キャニオンのような場所は八戸にしかないと思ひます。</p>

	<p>石灰を掘り出しているところで、非常に面白い景観を形作っています。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
事務局	<p>こちら13回、19回、20回とご応募いただいて、今回もご応募いただきましたので形としては3回連続でご応募いただいているということになりますが、第19回、第20回とも一次審査は通過いたしました。ただし、現地が離れているということもありまして、現地視察は実施していない場所になります。</p>
委員	<p>確かに迫力はあるのですが、ここ自体は何か景観に対する配慮みたいな、何かそのようなことはやられているんですか。</p>
事務局	<p>こちら企業の活動として植栽を行っております。カモシカの森と名づけ、現在木がないところに木を植えるということで、景観の復元と言いますか、そのような企業の活動はされております。</p>
委員	<p>結構近くを通ったことがあるのですが、掘った土を無造作に周りのところに山にしてあったりして、結構自然を破壊してると思ったことがあるのですが、それとは逆の活動もされてるといことですね。</p>
会長	<p>次にまいりたいと思います。</p> <p>応募ナンバー37番、作品ナンバー24番。まちなみ空間部門の「島守地区の田園景観」。これは南郷区島守になっております。</p> <p>推薦理由は「朝もやの里」として有名な南郷区の島守地区は、朝もやに煙るときも風情はありますが、朝もやがなくても古き良き農村の姿が鷹ノ巣展望台から一望できます。農林業を営む人たちがいるからこそその景観だと思います。</p> <p>これは鷹ノ巣展望台から写した写真でございます。</p> <p>これは第17回、18回と応募していただいております。</p> <p>これが朝もやの写真ですか。</p>
事務局	<p>はい。こちらが鷹ノ巣展望台から写した写真になります。</p>
会長	<p>田園空間ということですね。</p> <p>はい、次にまいりたいと思います。</p> <p>次は、応募ナンバー38番、まちなみ空間部門「パチンコひまわり八戸店」。これは長苗代の内舟渡にあります。</p> <p>これは、道路側の面のガラス張りが特徴的な建物です。建物が出来てからしばらくは看板などもなかったため、何のお店か気になっていました。市内でもネオンによる光の氾濫のようなパチンコ店は少なくなっていますが、そのなかでもおしゃれな印象です、とあります。</p> <p>何かご意見ございますか。</p> <p>はい、それでは次にまいります。</p> <p>次は、応募ナンバー39番、作品ナンバー26番。まちなみ空間部門「ささクリニック」。これは田向の間ノ田にあるようです。</p> <p>応募理由ですが、遠目からは茶色のタイル張りの建物に見えますが、近づいてみると木を整然と並べていることがわかります。入口にも木を使っていて、ぬくもりと親しみやすさを感じさせる建物だと思います、と書いてあります。前回20回にも応募されております。</p> <p>はい、それでは次にまいります。</p>

	<p>次は、応募ナンバー40番、作品ナンバー27番。まちなみ空間部門、名称が「dogrose」。これは田向新屋敷にあるようです。</p> <p>これの推薦理由ですが、田向地区は衣料品店が出店し、道路が整備されたため訪れる人も住む人も増えてきていると思います。その田向地区の北側の入口ともいえる場所にあるこのペット用品店は、ウッディな看板と庭に色とりどりの花があり、お店のお客さんだけでなく、田向地区に訪れる人を歓迎しているように感じます。</p> <p>この写真の真ん中の建物ですか。</p>
事務局	はい。この写真ですと少しわかりにくいところもあるのですが。
委員	ここに写ってる写真というのは、いまの写真の反対側ですか。
事務局	道路に向いてる壁なのですが、こちらの面がちょうど入口になっておりまして、芝生とエントランスという配置になっております。
会長	<p>はい、次にまいりたいと思います。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>次は、応募ナンバー41番、作品ナンバー28番。まちなみ空間部門「青森県立八戸北高等学校」。これは大久保にあります。これは過去に第15回、16回、18回、20回と応募されておりまして、今回の応募理由は、両翼を広げたように緩やかなS字カーブを描く校舎は、ほかには見られない秀逸なデザインです。</p>
事務局	ちょうどこちらの写真は校庭側から見たところになりますが、レンズが多少樽型になっていますが、それ以上に校舎が翼を広げたように曲がっているというのは見れるかと思えます。校門から見た写真というのはこちらになりますが、この建物についても若干カーブを描いております。
会長	以前、皆さんと見学に行ったことがあるのですが、校庭側の方は完成したのですか。
事務局	校庭側の校舎でしょうか。
会長	前に視察したときは、校庭側の方が途中だったと記憶しています。
事務局	私が行ったときは特に工事の様子もなく、グラウンドはグラウンドで、野球などのフィールドになっておりました。工事自体は完成はしております。
会長	<p>よろしいですか。</p> <p>次は、応募ナンバー42番、作品ナンバー29番。まちなみ空間部門「光星学院高等学校」。これは湊高台にあります。これは昨年応募されております。</p> <p>応募理由は左の方にだいぶ長く書いてあります。応募理由ですが、比較的大型商業店舗が多い29号線の街道に面し、街並みの景観が地域の発展につれて変わりやすい場所に立地しております。教育施設はそのなかでも長く愛され長く生き続ける教育施設として計画されました。あとは環境に配慮してということも書いてありますし、建物自体の良さも。</p> <p>はい、それではよろしいですか。</p> <p>次へまいります。応募ナンバー43番、作品ナンバー30番。まちなみ空間部門「館鼻公園（展望台と漁り火と夜桜）」括弧で書いてあります。これは館鼻にあります。</p> <p>応募理由、この公園は遊歩道や見晴台が整備され、広場は子どもたちの遊び場となっており、子どもから年配者まで楽しめる公園です。また、展望室（グレットタワー）からの眺めは八戸港や市街地はもとより、遠く階上岳や名久井岳など360度展望が楽しめます。特に、展望台と夏の漁船の漁り火の輝きやライトアップされた夜桜との神秘的な光景は地域</p>

	<p>のシンボルとして優れた景観を構成している。</p> <p>これは、第6回にも応募されており、このときは「館鼻公園と八戸測候所」。それから第17回「館鼻公園」、それから第19回の「ぐれっとタワーと館鼻公園」という形で応募されております。いまは整備されて前に見たより変わっております。</p> <p>漁り火の写真はなかったですね。</p>
事務局	<p>漁り火と夜桜についてはご覧いただけないのですが、漁り火について、別の者が水産振興課に伺ったところ、タイミングがよければタワーの上から見えるのではないかとということです。</p>
会長	<p>それでは次に入ります。</p> <p>応募ナンバー44番、作品ナンバー31番。まちなみ空間の「八戸文化幼稚園」。これは尻内町内田にあります。これは過去第19回、20回と2回ほど応募されています。第20回、去年は2件出されているようです。</p> <p>応募理由は、外観が素敵です。緑に囲まれ、遊具もいろいろあり、子どもたちがのびのびと遊んでいる様子が伺われます。</p> <p>はい、お願いします。</p>
事務局	<p>こちら3年連続でご応募いただいております。第19回の際には第一次審査は通りまして、現地視察を実施しております。第20回には2件ご応募いただきましたが、去年は一次審査で残念ながらという結果になっています。</p> <p>写真は、昨年、一昨年撮ったものを使用しておりますので、若干雰囲気が変わってる部分もあります。</p>
会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>次は、45番。作品ナンバー32番の景観づくり部門「工藤小児科」。田向の毘沙門前です。これは初めての応募ですが、工藤小児科の外観もよいが、花々がきれいに咲いている。道路沿いに植えられたひまわりが可愛い。四季折々の花が植えられている。一直線に長い道路も美しい。という理由が書いてあります。</p> <p>はい、よろしいでしょうか。</p> <p>次にまいります。</p> <p>46番の作品ナンバー33番。これは景観づくり部門になっておりますが、「新井田川の噴水と周辺の風景」、これは田向、或いは新井田となっております。これは、第12回応募が「噴水と市民病院」、それから第16回応募が「新井田川の噴水」となっております。</p> <p>応募理由、推薦理由は夕日に染まりゆく新井田川に噴水が勢いよく上がるさまはまさに素晴らしい風景です。新しく出来た遊歩道は最高に良い。そして風景も素晴らしいです、となっております。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
委員	<p>この噴水というのは、本当に噴水なのですか。</p> <p>ここ来て最初に見たときに、何か別の養殖か何かの施設の一部なのかと思って見たときがあったのですが。</p>
事務局	<p>問合せ先は八戸市建設部港湾河川課となっております、噴水です。</p> <p>新井田川の下流の方は、第14回に桜並木が受賞しております。それは噴水がある場所よりもだいが下流になるのですが、応募された方が書いている新しく出来た遊歩道というの</p>

	<p>がこちらの写真のことでして、噴水がある位置より若干上流側になります。</p>
会長	<p>はい、よろしいですか。</p> <p>次は47番、作品ナンバー34番。まちなみ空間部門「石碁商店」。これは柏崎一丁目にあります。</p> <p>これは応募理由として、地域の歴史や文化を感じさせる「町家」建築を復元的に補修・改修している。2階の木格子は建築当時のものと思われ、これを活かし1階部分を建築当時の形で再現・修復しており、長く存在してほしい建物である。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
委員	<p>確かによくこのように改修したと思って感心しております。</p>
委員	<p>屋根はトタンですか。</p>
会長	<p>屋根はトタンですね。</p>
委員	<p>1階は、以前の形を想定して復元したのですか。</p>
事務局	<p>おそらくはこの写真が店を閉じた状態の、今で言えばシャッターの状態、店を開くときはこれを全部外してという形ではないでしょうか。実は開くところをよく見たことはないんですが、この状態であるものですから。</p>
会長	<p>はい、次まいります。</p> <p>次は、まちなみ空間の48番ですが、作品ナンバー35番「根城内科」。これは根城七丁目にあります。これは第19回のも応募されておりますが、この場合には「根城内科様建築工事現場のヤマト建設設計仮囲い」で応募されておりました。この囲いが外された根城内科自体は初めての応募となります。</p> <p>往来の激しいゆりの木通りに面した道路側には、シンメトリックなデザインをやわらかな木目で表現した。ファサードも木目調で幾何学的にユニークなデザインとパーゴラの木で優しく迎えてくれている、と書いてあります。</p>
委員	<p>確かにパッと目立ちます、ここは。</p>
会長	<p>それではよろしいでしょうか。次まいります。</p> <p>次は49番。最後になります。作品ナンバー36番。まちなみ空間部門「立花邸」。これは根城八丁目にあります。</p> <p>初めての応募ですが、閑静な住宅街に突如威風堂々とした建物が植栽、木目調の外装、ルーバーで遠慮がちに建てられている。</p>
事務局	<p>はい、この建物なんですが、地図の方をご覧くださいませるか。</p> <p>真ん中のターゲットポイントになっているところの南側の道路がこちらの道路になっており、その通りに面して入口を設けております。こちらは南北に通る西側の道路側の写真になります。</p>
委員	<p>こっちが自分の入口で、さっきの入口がお客さんの玄関ですか。</p>
事務局	<p>どのように使っているかは聞いていませんでした。</p>
会長	<p>はい、それではよろしいでしょうか。</p> <p>以上で応募がありました36作品、これ全部を一応見せていただきました。それぞれの作品を見ながら意見を出していただきましたが、投票に入る前に、改めてご意見や写真を見たいものなどございましたらお願いします。</p> <p>よろしいですか。もう一度見てみたい。ご意見、その他ありましたらどうぞ。</p>

	<p>特にございませんか。</p> <p>それで、時間もだいぶ過ぎておりますが、事務局のほうから投票用紙を配布していただきたいと思います。</p> <p>投票はお一人何点まででしょうか。</p>
事務局	10点までです。それよりも少なくとも結構です。
会長	<p>投票は、お一人10点まで投票をお願いします。</p> <p>最終審査へ進めるものにつきましては、できるだけ合同で現地視察を行うこととなります。投票用紙の記入が終わりましたら、事務局へ提出願います。</p> <p>事務局で集計を行う間、休憩に入りたいと思います。</p> <p>それではよろしくをお願いします。</p>
	(投票、休憩)
会長	それでは、集計が終わったようですので、結果を事務局から発表をお願いします。
都市政策課長	<p>はい。</p> <p>それでは、既に皆さまのお手元に集計結果を配布しておりますとおりですが、第1番目は作品ナンバーの13番「つきだて歯科」7票です。</p> <p>続きまして、6票のものが3件あります。作品ナンバー2番の「インテリアワークショップ エスペース」、9番の「(株)高橋製作所」、19番の「南部会館」。</p> <p>続きまして、5票獲得いたしました16番の「八戸市中央児童会館」、24番「島守地区の田園景観」、28番の「青森県立北高等学校」、34番の「石甚商店」。</p> <p>以下4票がなくて3票からは以下のとおりとなっております。。</p>
会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま事務局から投票結果の発表がありました。この中でどこまで残すか、最終審査にはどこまで残すかということと、それが決まりましたら現地視察について、大体それは例年10カ所くらいということになってはいますが、それについてはご意見いただければと思います。</p> <p>まず、どこまでを最終審査に残すかという、これは皆さんのご意見をいただきたいと思えます。</p>
委員	例えば、2人以上のところまでというのはいかがでしょうか。
会長	<p>投票数が2票以上ということですね。「根城内科」までを残したらどうかというご意見がありました。いかがでしょうか。</p> <p>他にございますか。</p> <p>それでは、一応今ご意見いただいた投票数2票以上でよろしいですか。</p>
委員	<p>18件となると(現地視察で)全部回るには難しいかもしれません。</p> <p>行ったところと行ってないところで、どうしても差が出ますので、本来、自分で回りたいところなのですが、なかなか皆さんもそうはいかないと思いますし、できれば候補に残したところは全部回れるくらいにしておきたいと思えます。</p> <p>上位8つの5票までのところは問題ないと思うのですが、それ以下の2票3票のところ、やはり個人的には捨てがたく感じておまして、そこら辺で更に強く推薦するようなものを出して、もう少し絞り込んだほうがいいのかという気がします。</p> <p>これは1つの提案です。客観的な判断から言えば2票以上のものかと思えます。</p>

会長	事務局が伺いますが、一次審査は何件ということで絞り込んで、それからその中から現地視察をするものを決めるのですか、それとも一緒とするのですか。
事務局	回るのはバスで一緒に回りますので、時間の関係だけとなります。 午前中に現地視察に行って、昼食とって午後から審議という形を考えています。
事務局	昨年も2票以上獲得したところから現地を見るとしました。 ただし、当然全部見られないので、委員がおっしゃったように街なかや、自分で見れるところについては見ていただいて、スケジュールをどう組めるかで調整をしましたので、2票以上となりますと18件ですが、例えば中心市街地の屯所群、これは3件ということになりますので、ただこれも中心市街地なので各自で歩いてご覧いただくとか。 件数とすれば18件残すのか、もしくはもう少し精査していくのかということはこれからご議論いただければと思いますが、一応去年の審査について参考までに。
会長	去年の場合は、2票以上のところをまず残して、そして実際に見るところを絞り込んでいくということですね。
事務局	去年はそうです。
会長	今年はどうですか。そのような形でよろしいでしょうか。 この近辺であれば帰りにご覧いただくこともあるかもしれませんが、お仕事のついでに行かれると先方が困るかもしれませんが、限られた時間にどうしてもなかなか行けないところをピックアップしていただいて、それを組み合わせるとということが可能です。 まず、2票以上のところを残すということでもよろしいですね。 そして次に見たいところ、これは例年10件くらいですが、時間的に行けても10件くらいということですが、皆さんに候補を挙げていただきたいと思いますが、先ほど申し上げましたように限られた時間、午前中、8時半から9時近くからお昼ごろまでにかけてとなります。 これは見たいというご希望だけでもどんどん出していただければありがたいです。
委員	上から全部、2票以上のところから何でもという形ですか。
会長	はい。
委員	「つきだて歯科」です。
事務局	すみません。事務局のほうから、コースを設定する上で恐縮でございますが、遠方の場所、「島守地区の田園景観」と「住金鉱業の八戸キャニオン」、この2カ所は多少遠いと判断しておりまして、逆に言いますと皆さんいろんな場面でご覧になっているかと思うので、どうしてもということであれば別ですが、もしよろしければここを除けば、他が沢山見れる可能性もあると考えます。
会長	事務局から「島守地区の田園景観」と「住金鉱業の八戸キャニオン」、これを外すのであれば、他も少しゆっくり見られる可能性も生まれるだろうというお話でしたがよろしいですか。
委員	それだと3票以上は見れますよね、絶対に。
事務局	だいた見れるかと思います。ただ皆さんと一緒にご覧になって、審査するというのも非常に大事だとは思いますが、時間の関係で2票まで18件ということになると、どうしても時間が拘束されますので、もしよければということですが。
委員	それでもなおかつ時間がない場合は、「(株)高橋製作所」はもしかしたら割愛されること

	もあるのですか。
事務局	割愛する場所は事前に見ていただきまして、バスの中で打ち合わせしながらという形でもできるのではないかと思います。 基本は全部見るということで考えています。
会長	それでは、ある程度事務局にお任せして、例えばコースを作っていただいて、バスの中で拝見できるところを拝見する。どうしても見たいという方は、下車して少しその周辺を見ていただくという形でよろしいでしょうか。
事務局	先ほど委員からお話ありました、つきだて歯科のように是非見たいというものを今お話いただければ、そこは外さずという形でコースを設定したいという考えです。
会長	そういうことでお願いしたいと思います。 それでは、だいぶ時間が遅れてしまいまして、申し訳ございませんでした。 これで第一次審査終了ということで、次回は午前中が現地視察。
事務局	次回開催日については、日程を調整させていただいています。 午前中に現地視察を行いまして、昼食を挟んで、午後から審査という流れで行ないたいと思います。 日程は9月の第3週以降ということで考えておりました。日程が決まり次第、文書でご案内させていただきたいと思います。
会長	はい、そういうことで事務局よろしく願いいたします。 私の方ではこれで終了となりますが、事務局か何かありますか。
司会	特にございません。 それでは、本当に今日は長時間にわたり、ご審議いただきましてありがとうございました。これをもちまして、第10回八戸市景観審議会を終わらせていただきます。